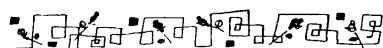


(注) 引用の場合は、出典を次のように記してください。  
玄野武人「四千年の沈黙を破る」(『Cサポート・こうべ通信』2008年・夏号)

## ぼくは男性サバイバー ～4千年の沈黙を破る～

くろの たけと  
玄野 武人 (男性サバイバー)



つゆの晴れ間に、ひさびさに太陽が顔を出し、窓の外で、アジサイの青紫の花が、みずみずしく輝く。そして、ぼくは沈黙について考える。

性暴力は、だれがうけてもつらく悲しい体験となる。みんながそう思っている。そして、そのことは、み～んなよく分かっている、・・・つもりだ。だけど、この「だれが」のなかに、男性や少年が入ることは滅多にない。性暴力被害者を意味する「サバイバー」ということばを聞いて、男性の性暴力被害者・男性サバイバーをリアルにイメージできる人は、ほとんどいないでしょう。

みなさん、はじめまして！ ぼくは、その性暴力被害を受けた男性サバイバーです！

今回、「Cサポート・こうべ」から、男性や少年にたいする性暴力について、なにか書いてみませんかとお誘いを受けました。男性サバイバーのぼくに原稿を依頼するとは、まあ、なんと「Cサポート・こうべ」の方々はチャレンジャーなのでしょう！ でも、当事者が自分たちの苦しみ、困難、喜びや、快復の軌跡、さらに社会問題について発言し、それに少なからず人々が耳を傾ける。そのことはこれからの時代、たいそう意義のあることだと思います。だから、このような執筆の機会を提供してくださった進取の取り組みに、心から感謝します。

さて、いきなりですが、歴史の話題からスタートしましょう。

みなさんは、人類最古の法律はなにかと尋ねられたら、なにを思い浮かべるでしょうか？ 世界史の授業で習いましたよね。答えとしては、「目には目を、歯には歯を」で有名な「ハンムラビ法典」を思い出す方が多いのではないのでしょうか。この法典は、紀元前18世紀、メソポタミアのハンムラビ王が法律や判例をまとめた最古級の法律集といわれています。

じつは、そのハンムラビ法典には、女性にたいする性暴力を処罰する条文が何条かふくまれています。もちろん4千年あまりも昔の社会の法律であり、その法的な意味合いも今とは異なっているでしょう。でも、女性にたいする性暴力を禁止する法律は、人類の法律の歴史と同じくらい古い、そう考えてよさそうです。

それでは、男性を対象にした性暴力の法律は、歴史上、存在したのでしょうか？ 現在の日本では、男性の性被害は、わいせつ行為や軽犯罪法などで取り締まっていますが、事実上、女性にたいする性暴力に付属するような扱いといえるでしょう。さらに強かん罪となると、被害者は女性にのみ限定されていて、男性の強かん被害者は想定されていません。

世界の歴史において、男性にたいする性暴力を明確に想定した法律、もしくは男性を女性と同じように性暴力被害者としてあつかった法律は、歴史的には存在してこなかった。そういえるのではないのでしょうか。この推定はかなりの確率で当たっているんじゃないかと思います（歴史に詳しい方からのメールをお待ちしています）。しかし、現実には多くの男性や少年たちが、いろんな性暴力被害にあっています。そのことを、これからの連載で話してゆくつもりです。

人類は永年にわたり、男性性被害の存在をタブー視してきました。否認し、語ることを避けてきました。この問題が明るみに出ることを怖れてきたともいえます。それゆえ、男性性被害を「人類最後のタブー」と表現する人もいます。また、もっとも光が当たりにくい人権問題の一つということもできるでしょう。

20世紀の終わりから、欧米や日本、また他の国々でも、男性性被害者たちはみずからの体験を語りはじめており、ようやく数千年におよぶ長い沈黙を破りつつあります。

☆

☆

☆



男性もまた性被害を受けている！？ そう聞くと、じゃあ、具体的にいったいどのくらいの男性や少年が性被害にあっているのか？と多くのみなさんが思うことでしょう。当の男性サバイバーたちですら、同じように思っているはずです。そこで、最初に性暴力の統計を見てみましょう。

日本の統計として、すでにこの「通信」でも紹介済みだと思いますが、「高校生の性暴力被害実態調査」（アジア女性基金、2004年）が、高校生1～3年生（女子1,424名、男子922名）を対象とした調査結果を報告しています。それによると、言語的・視覚的・強制的身体接触による性被害率は女子で約3人に1人、男子は5～10人に1人。レイプ既遂は、女性は5.3%、男子は1.5%です。男子の性被害が5～10人に1人というのは、予想外に多いというべきでしょう。

なお、苦言を呈しておく、日本の性暴力調査は、男性性被害を女性性被害と同等に扱った調査をしてきていません。上記調査は過去の調査よりもずっと男性性被害を射程に入れていますが、それでも安全面やケアを含め目配りが足りないと感じます。今後、調査を試みる研究者たちは、そのことに留意していただきたい。

次に、海外に目を転じて、欧米の調査を見てみましょう。欧米では、1980年代から、すでに少年にたいする性虐待の統計調査の積み重ねがあります。日本語で欧米の状況を知るには、R.ガートナーの著作が過去の調査結果を包括的に整理しており、たいそう便利です（Richard B. Gartner, *Betrayed as Boys*, 1999, pp24. 邦題『少年への性的虐待』作品社、44頁）。同氏は80年代以来の研究を概観して、少年の場合、身体接触および身体接触のない不適切な性的行為の被害率は4人に1人と結論付けています。この数値について、ガートナー自身が「これらの数字が、たとえばいくら誇張されたものだとしても、おそろしい数字である」と述べています。

そう、おそろしいほど多い！ 男性は性被害にあわないと信じている人たちを、びっくりさせるに十分な数字といえるでしょう。むしろ、にわかには信じられない数字かもしれません。

## 新連載！ ほくは男性サバイバー

でも、この数字は、上記の日本の高校生の調査とも大差ありません。未成年者の性被害は、女子で3～4人に1人、男子で4～10人に1人の割合でおきていると考えて良いでしょう。この数字は、触られたり、裸を見られたり、ひわいなことを言われたり、さらにレイプされたりと、さまざまなかたちの性的侵害を含んだ数字です。その中には、重い後遺症がおきる場合から、さして心配する必要のない場合までを含んでいると思われれます。

さらに、少年だけでなく、成人男性もまた性被害にあっています。2001年、欧州連合（EU）がセクハラ禁止法を制定するさいに調査をしたことがあります。それによると、女性の50%、男性の10%が職場でセクハラ被害にあっています（共同通信 2001.6.12）。日本でも先の男女雇用機会均等法の改正により、職場でのセクハラが、男女を問わず禁止されましたね。

また、チカン被害についても、注目すべきトピックがあります。2001年、東京都は、迷惑防止条例の「婦女に卑わいな言動をしてはならない」とある条文の「婦女」を「人」に改めたことで、男性がチカン被害にあったケースも取り締まりができるようになりました。その結果、次の1年間で、実際に19人が男性にたいするチカン行為で逮捕されました（YOMIURI ONLINE 2002年10月2日）。従来は、男性がチカン被害にあっても、体に触られただけでは法的に取り締まることは難しく、悪質なケースにつき軽犯罪法（つきまとい）を適用していたそうです。この改正は、チカン被害にあった男性たちからの要望をうけて実現したといえます。

さらに、もう一つ、海外ではたいそう重要な社会変化がおきています。欧米で、90年代から強かん法の改正を進め、レイプ（強かん）の被害者に男性を含めるようになったことです。この海外の新しいレイプの定義は、合意のない口腔・性器・肛門への挿入をいいます。日本の強かん法もまた性差を問わないジェンダーレスにして、男性やセクシャルマイノリティの被害を考慮した強かん法に改正すべきだと考えます。この新しい定義を日本でも適用することは、女性にとっても意義があると思います。

それから、これもまた重要なことなのですが、男女というだけではなく、セクシャルマイノリティ（性的少数者）もまたいろいろな性被害を受けています。ゲイ（男性同性愛）、レズビアン（女性同性愛）、バイセクシャル（両性愛）、トランスジェンダー（性同一障害を含む）、インターセクシャル（半陰陽）、さらにそのほかの性的少数者も各種の性的侵害をこうむっているにもかかわらず、社会にある同性愛嫌悪（ホモフォビア）などの偏見により、その事実が社会ではいっそう見えにくくなっています。ここでも沈黙を強いる社会の圧力が働いています。これら偏見のために、セクシャルマイノリティの被害者の話を受け止めることができる人たちが、少ないのが現状だと思われれます。今後は、性暴力の予防活動や被害者支援のなかに、セクシャルマイノリティの性被害も視野に入れて、取り組んでゆくことが大切だと思えます。

もう一点重要なのは、統計はしよせん数字に過ぎないということです。性被害のある一側面を切り取っているにすぎません。実際に身体と心を持ち、現実を生きる者にとって、統計が多かるうが少なかるうが、被害の根本的なしんどさも、快復の道のりの困難さもまた変わらないと思います。被害者の数が多ければ傷が軽くなるというものでもないし、その逆でもありません。むしろ被害率が低いケースのほうが、社会の理解を得にくいという難しさがあるかも知れません。

☆

☆

☆



上記でガートナー氏が、4人に1人という数値を「おそろしい数字」と述べていると紹介しました。でも、ほくがほんとうに恐ろしいと感じるのは、これほどの高い発生率でありながら、社会はその歴史をつうじて、男性性被害を一貫して否認してきた。その否認の強固さです。数千年にわたり世界各地で、男性性被害者たちに沈黙を強いてきた社会的圧力や社会的否認こそ、ほくは恐ろしい事実だと思えます。そして、その沈黙の圧力は、今の日本でも圧倒的です。

社会の中には、男性性被害をけっして認めようとしなない圧力があります。それは、「男性は性被害にあうわけがない」「あっても傷つくわけがない」「傷ついたとしても、それがなんなんだ」という、強固な三重の否認としてあらわれます。さらに、女性は被害者、男性は加害者とする固定観念もしっかりと社会に根をはっています。

今日の日本でも、男性サバイバーのなかから、4千年の沈黙を破るべく声があがりはじめています。そのさざ波のような声は、ネットやサバイバーのグループを通じて、信頼できる友人や家族のあいだで、偏見にとらわれない支援者のあいだなどで、少しずつ理解されつつあります。今、ほくがこの依頼原稿を書いているということですら、まことに歴史的变化の貴重な一瞬間なのです。今ここで、4千年の沈黙を破る幸せ。その幸せを読者のみなさんと共有できることは、とてもうれしいことです。20世紀の終わりに、女性サバイバーとその支援者たちが声を上げはじめ、性暴力被害の真実を社会に訴えはじめました。それに続いて、男性サバイバーもセクシャルマイノリティのサバイバーたちもまた、社会の理解を求めはじめています。

☆

☆

☆



性暴力は、だれがうけてもつらく悲しい体験となる。いうまでもなく、その「だれが」には、女性も男性も、ヘテロセクシャル（異性愛者）もセクシャルマイノリティも、子どもも大人も、障害者も健常者、外国人も日本人も、民族も人種も問わず、文字通りあらゆるすべての人間が入ります。そしてまた、すべての被害者が自分の人生を取り戻す権利を持っています。

夜がふけるとともに、昼間は止んでいた雨が、細い糸となって、ふたたびアジサイに降りそそぎはじめています。夜のアジサイを打つ雨音は、どこか楽しげで、リズムカルに響きます。窓外の深い暗闇が、歴史の沈黙を象徴しているとすれば、心地よくアジサイを打つ雨音は、沈黙を破るサバイバーたちの声。ほくの耳には、そんなふうに聞こえてきます。

- ★ Eメール：[ranka222@kitty.jp](mailto:ranka222@kitty.jp) (ハンドルネーム：くろたけ)
- ★ ホームページ：「If He Is Raped」 <http://www.comcarry.net/~genbu/index.html>
- ★ メールマガジン「IF通信」を発行しています。どなたでも購読できます。お申し込みは、上記メールアドレスへ（簡単な自己紹介もよろしく）。内容は、男性サバイバーのための自助グループ情報、性虐待、援助職の倫理違反、平和と戦争などです。

